

一般廃棄物処分量許可証

住所又は所在地 札幌市中央区北七条西十五丁目28番地11
氏名又は名称 株式会社丸升増田本店
代表者氏名 代表取締役 内山 恭子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証します。

小樽市長 迫 俊 哉



許可番号 第10号
許可の年月日 令和6年6月11日
許可の有効期間 令和8年6月10日 まで

1 事業の範囲

- ①事業の範囲：中間処理（破碎及び減容固形化）
- ②一般廃棄物の種類：紙くず、木くず、繊維くず

2 事業の用に供するすべての施設

- ①破碎施設（株式会社御池鐵工所製 RPC-40120-100）
設置場所 小樽市銭函三丁目274番地4
設置年月日 平成23年8月29日
処理能力 紙くず 4.40 t/日（8時間）
木くず 4.64 t/日（8時間）
繊維くず 4.40 t/日（8時間）
- ②減容固形化施設（株式会社御池鐵工所製 MH-IV-100）
設置場所 小樽市銭函三丁目274番地4
設置年月日 平成23年8月29日
処理能力 4.80 t/日（8時間）
- ③紙くず、木くず、繊維くずの保管場所
設置場所 小樽市銭函三丁目274番地4
面積 50.6 m²
保管上限 54.5 m³

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成24年6月11日 新規許可
- 平成26年6月11日 許可更新
- 平成28年6月11日 許可更新
- 平成30年6月11日 許可更新
- 令和元年9月26日 代表者の変更
- 令和2年6月11日 許可更新
- 令和4年6月11日 許可更新
- 令和6年6月11日 許可更新